

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

志 賀 町 長

市町村名 (市町村コード)	志賀町 (384)	
地域名 (地域内農業集落名)	清水今江 (清水今江)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月14日 (1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内は水稻を主体とした農業経営が行われており、農地面積は少なく担い手も多数いることから小規模経営となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主体とした農業を継続し、離農する農業者の農地は地区外も含めた担い手に集積し、経営の効率化を図りながら地域農業を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

清水今江地区内

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手に離農農家の農地の集積を進め、農地の利用促進を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
離農する農業者の農地を地区内外の担い手に農地中間管理機構を活用した利用を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、JAなどと連携して地区外からも含めて多様な担い手確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
-

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
0				